

## 第31回日・韓・中ジュニア交流競技会和歌山大会 運営業務委託仕様書

公益社団法人和歌山県体育協会

本仕様書は、大会の目的を達成するため、選手団等の滞在に係る以下の業務を委託するためのものである。

### 1 業務名

第31回日・韓・中ジュニア交流競技会和歌山大会 運営業務

### 2 目的

第31回日・韓・中ジュニア交流競技会和歌山大会の円滑な実施を図る。

### 3 委託予定期間

令和4年6月から令和6年3月29日（金）までを予定している。なお、実行委員会の設立後、正式な委託期間を決定する。天災地変その他事情の変更により委託業務の継続が困難と判断したとき又は受託者による委託業務の実施が適当でないと認めたときは、契約の全部若しくは一部を変更又は解除することがある。

### 4 委託費

委託業務の基準額は85,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

### 5 発注者

公益社団法人和歌山県体育協会が発注し、第31回日・韓・中ジュニア交流競技会和歌山大会実行委員会に引き継ぐものとする。

### 6 大会の概要

「第31回日・韓・中ジュニア交流競技会和歌山大会 開催要項（案）」（別添参照）のとおりである。

### 7 選手団の編成基準

各国選手団の編成基準は247人とし、その内訳は、「日・韓・中ジュニア交流競技会一カ国当たりの選手団の基本編成表」とおりである。

## 8 業務の内容

---

### I 配宿及び公式行事等の会場の確保について

- (1) 大会本部、各国本部・団長・選手団・視察員、通訳及び事務局の宿舎を和歌山市内に確保し配宿する。  
宿泊数の内訳は、【内訳書1-1】のとおりとする。  
なお、食事の提供に当たっては対象がスポーツ選手であることを考慮すること。
  - (2) 和歌山市または和歌山市近隣市町村内に和歌山県選手団宿舎を確保し配宿する。  
金額は1泊3食分とし、宿泊数の内訳は、【内訳書1-2】のとおりとする。  
なお、食事の提供に当たっては対象がスポーツ選手であることを考慮すること。
  - (3) 日本宿舎内に大会本部室を、また、各国宿舎内に各国本部室を確保し、必要物品を手配する。
  - (4) 本部宿舎内に諸会議等の会場を確保する。
  - (5) 宿舎内に食事会場等を確保する。
  - (6) 公式行事の会場を確保する。
  - (7) 本部役員・来賓が出席する歓迎会・歓送会の会場等を確保する。
- 

### II 会議（歓送迎夕食会（本部役員・来賓）について

本部役員・来賓が出席する歓迎会・歓送会の飲食を手配すること。  
内訳は【内訳書2】のとおりとする。

---

### III 弁当調達について

大会関係者（医師・看護師、競技役員・補助員・通訳・必要に応じて選手団等）の昼食用弁当を調達し、各会場への配送及び容器の回収まですべての業務を行う。  
内訳は【内訳書3】のとおりとする。  
なお、選手団にあっては対象がスポーツ選手であることを考慮すること。

---

### IV 輸送の確保について

大会の事前視察、大会期間中の選手団及び各国本部役員等の輸送手段を確保する。  
内訳は【内訳書4-1、4-2】のとおりとする。

---

### V 視察研修について

韓国選手団、中国選手団の見学等の研修を行う。  
日本（和歌山県）の文化の紹介にふさわしい研修先を選定し、予約が必要な場合は予約手配する。  
内訳は【内訳書5】のとおりとする。

---

## VI 通訳について

通訳の選定・配置計画（大学、開催都道府県内国際交流会等関係機関への打診状況の有無）について、  
【内訳書6】をもとに提案すること。 ※通訳の選定・確保については事務局と合同で行う。

### (1) 通訳の配置

各国本部、選手団及び競技会場に通訳を配置する。

### (2) 通訳マニュアルの作成及び事前研修会の実施

通訳は引率等の業務を兼ねることから、そのためのマニュアルの作成及び2～3回の事前研修（説明会）を実施する。

事前研修に係る経費は交通費のみとする。

---

## VII 消耗品費について

### (1) 飲料水、スポーツドリンク、氷の手配

### (2) 韓国・中国選手団長贈呈用花束の手配

内訳は【内訳書7】のとおりとする。

---

## VIII 洗濯機レンタル（設置・撤去等を全て含む）

宿泊施設等に必要に応じて設置する。（5台×5日（8月24日～28日））

---

## IX 気候変動対策等

気候変動への対策として、各会場等の省エネ対策やカーボンオフセット、また食事・消耗品等の食品ロス削減、容器梱包等削減、資源の再利用など環境に配慮した調達をすること。

---

## X その他

新型コロナウイルス感染症への対策については、「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」に順守し対策を取ること。また、新型コロナウイルス感染症対策に係る物品等については、決定業者と協議のうえ別途発注する可能性がある。（例：マスク、消毒液、フェイスガード等）

---

※見積の作成にあたっては、日本・韓国・中国・和歌山県選手団の経費の区分が可能な項目はそれぞれ分けて記載すること。